

## 条例の見直し調書

条 例 名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例		
条 例 の 概 要	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設について移動等円滑化のために必要な設置に関する基準を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	① 必要性	<p>県立都市公園では、少子高齢化の進展や「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定等の社会状況の変化を踏まえ、ユニバーサルデザイン化の推進などに取り組んでいる。</p> <p>本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な基準を定めており、引き続き、現在においても必要な条例である。</p>	
	② 有効性	<p>特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときに、移動等円滑化に必要な基準を定めている本条例の規定は、法の趣旨である、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る上で、有効である。</p>	<p>※工事实績 H25:47 件 H26:35 件 H27:22 件 H28:89 件 H29:63 件</p>
	③ 効率性	<p>本条例で規定する特定公園施設の移動等円滑化のために必要な基準については、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」の基準等を参酌して定めており、必要最低限なものといえる。</p>	<p>※省令の基準（H18）は条例制定時（H25）より改正されていない。</p>
	④ 基本方針 適合性	<p>本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の主要施策の政策分野「健康・福祉」における施策体系「ともに生き支えあう地域社会づくり」の主要施策である「県立都市公園のユニバーサルデザイン化の推進」に適合している。</p>	
	⑤ 適法性	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、移動等円滑化のために必要な設置基準が規定されていることから、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。</p>	
見直し結果 (案)	条例の改正又は廃止の必要はないものと考えている。		